

No.1 ○豊明市議会定例会12月定例会議会会議録(第6号)

平成25年12月20日

1. 出席議員

1番	川上 裕	議員	2番	毛 受明宏	議員
3番	近藤 千鶴	議員	4番	近藤 善人	議員
5番	近藤 恵子	議員	6番	藤江 真理子	議員
7番	近藤 郁子	議員	8番	三浦 桂司	議員
9番	一色 美智子	議員	10番	杉浦 光男	議員
11番	早川 直彦	議員	12番	山盛 左千江	議員
13番	平野 龍司	議員	14番	平野 敬祐	議員
15番	村山 金敏	議員	16番	安井 明	議員
17番	月岡 修一	議員	18番	堀田 勝司	議員
19番	前山 美恵子	議員	20番	伊藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議事課長 石川 晃二 君 議事課長補佐 馬場 秀樹 君  
兼議事担当係長

議事課主査 花井 悟之 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	石川 英明 君	副市長	小浮 正典 君
教育長	市野 光信 君	行政経営部長	伏屋 一幸 君
市民生活部長	石川 順一 君	健康福祉部長	原田 一也 君
経済建設部長	横山 孝三 君	消防長	成田 泰彦 君
教育部長	津田 潔 君	企画政策課長	小串 真美 君
財政課長	吉井 徹也 君	総務防災課長	相羽 喜次 君
高齢者福祉課長	浅田 利一 君	保険医療課長	加藤 賢司 君

君

都市計画課長 堀田 彰 君 環境課長 土屋 正典

君

会計管理者 深谷 義己 君 代表監査委員 古橋 洋

一 君

兼出納室長

監査委員事務局長 阪野 正男 君

## 5. 議事日程

### (1) 諸報告

### (2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 60 号 工事請負契約の締結について(国庫補助事業 道路補修耐震補強工事)

議案第 61 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について

議案第 63 号 尾張農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第 64 号 尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議につい

て

議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定につい

て

議案第 66 号 豊明市農業共済事業実施条例の廃止について

議案第 67 号 豊明市税条例の一部改正について

議案第 68 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 69 号 尾張農業共済事務組合規約の一部改正に関する協議について

議案第 70 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について

議案第 71 号 平成 25 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につ

いて

議案第 72 号 平成 25 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

議案第 73 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 74 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)について

### (3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願

請願第3号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求め

る請願

## 6. 本日の会議に付した案件

### (1) 諸報告

(2) 委員長報告・同質疑・討論・採決

議案第 60 号から議案第 74 号まで

(3) 委員長報告・同質疑・討論・採決

請願第2号及び請願第3号

(4) 意見書案第6号 HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求める意見書

意見書案第7号 生活保護基準引き下げに対し慎重な対応を求める意見書

午前10時開議

## No.2 ○議長(伊藤 清議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、諸報告に入ります。

各委員会に付託しておりました陳情第5号から陳情第 13 号までの9件の陳情について、お手元に配付をいたしましたとおり、各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに堀田勝司議会運営委員長、登壇にて報告を願います。

## No.3 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてをご報告させていただきます。

去る平成 25 年 12 月 10 日午後1時 30 分より開催されました議会運営委員会において、全委員と関係職員の出席のもと、陳情を審査いたしました。

陳情第 11 号 豊明市議会議員の定数削減を求める陳情を議題といたしました。

陳情者より補足説明の申し出がありましたので、休憩をとり、協議会を開催して陳情者代表から補足説明を受けた後に質疑を行いました。

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めました。

質疑の前に、全国6万から7万人の人口規模の 64 市のデータがあるということで、参考資料を配付し、陳情ですので直ちに質疑に入りました。

資料の説明を求められましたので、作成者、協力者の説明は、豊明市の議員定数は 20 人で、全国で比較しても少ないほうから 17 番目で、決して多い数字ではないこと。

人口別では、同規模の6万から7万人の市の定数を出してみると、一番少ないのが16名で、一番多い数が30名です。豊明市の20名は、64市中、下から12番目で、決して多い数字ではないとの説明がありました。

資料は何年のものかの問いに、合併特例で議員定数が多くなっている市はあるのかの問いに、平成25年6月1日のもの、議員手帳の人口を拾った。合併特例は入っていないと思うが、調べ切れていないとのこと。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、こういう陳情が上がってくること自体が、市民に議会の情報が十分に伝えられていないことを反省するもの。質の確保が必要との内容には、市民の皆様の判断を仰ぐのも必要になってくる。

直接民主主義でよいとの内容には、それはまた、すばらしいことだが、今、区長会、行革審とか、すばらしい活躍をさせていただいているのは評価をするが、前回のひまわりバスの路線決定時の交通会議の結論には、市民よりあちらこちらからクレームが出て、その苦情が議員に届いた。市民の意見をまとめ切れる行政自体の実力が上がるまでは、安易に議員を削減することは賛成しかねる。

先回の削減時に署名した市民に聞いても、的確な議員定数はなかったとの不採択の討論がありました。

また、採択に賛成の討論では、陳情者は大変しっかりと調査、分析されているが、人数が減ったら精鋭になるとは限らない。多くの人が今の数で多いと言われたということなので、民意であると受けとめたい。

まず、15人に減らすことを決めた上で、どんな質で、どんな仕事ぶりをしていけば、300億の予算をきちっとしてよい方向に導ける、そこに向かうべきだ。質が高まってから減らすのはいつのことかわからないし、確実にできるかの保証はない。

課題は全くないとは思いますが、まず、みずから改革に努めることを市民が求めているのだから、そこに応える意思表示をするべきであると考える。

財政がこれから悪化していくと思われる中で、議員の役割は重要であると陳情者も認めている。私たち20人もそのような認識を持っているはずだ。ならば、本当に市民から信頼される議会になるべく、あと1年半を過ごしながら15人に減らす努力、質の向上をしていくのが本来だと思う。採択すべきとの討論がありました。

他に討論はなく、討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、陳情第11号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で議会運営委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.4 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.5 ○福祉文教委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る12月11日午前10時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案等の審査終了後に、全委員と関係職員のもと、陳情を審査いたしました。

初めに、陳情第6号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情を議題といたしました。

当局より状況等の説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、看護師などの夜勤交代制の労働時間改善は賛成。医師、看護師、介護職員などの大幅増員も重要なことと認識しているが、ほかに陳情趣旨の説明がない部分があり、増員することと、患者の自己負担を減らすことがいま一つつながらない。負担削減は医療費増加を思うと、必ずしも賛成するのはいかがかという部分もあり、趣旨採択。

厚生労働省が医療・介護分野でスタッフの環境整備について努力義務として推進をしていることは承知している。これに基づき各医療・介護事務所で労働条件の改善に取り組まれることは大いに期待するが、発令されて1年未満であり、今後の経過を見きわめる必要があると判断し、不採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第6号は、採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第7号 介護職員の処遇改善を求める陳情を議題といたしました。

当局より状況等の説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、陳情の内容は必要であると認識するが、介護保険料が増額していくことを思えば、市民、NPO等の総合力で介護予防などが求められる時代と理解し、趣旨採択。

介護職員処遇改善は継続的に行われており、介護報酬の引き上げは保険料負担の増大につながり、事業所等の自助努力を求めていくことを優先すべきである。軽度者の介護保険外しの影響が、離職につながる大きな要因になるとは判断しがたく不採択。

討論を終結し採決に入りました。

趣旨採択と不採択同数により、委員長裁決によって、陳情第7号は、不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第8号 医師・看護師・介護職員の確保に影響を及ぼす、2014年4月からの消費税増税の実施中止を求める陳情を議題といたしました。

当局より状況等の説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、消費税増税分を診療報酬や介護報酬に転嫁した場合、利用者の負担増はないとは言い切れないが、ほとんどが1割負担で、そのことで受診抑制や介護サービス抑制に大きく拍車がかかるとは考えにくい。消費税増税反対に直結するものではないと思いい不採択。

前述討論に同感する点もあるが、消費税増税は心配な部分を含んでいるため趣旨採択。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第8号は、採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第9号 すべての子どもの権利が保障される「子ども・子育て支援新制度」実施を求める陳情を議題といたしました。

当局より状況等の説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、ここにある3つの要望事項は、少なくとも豊明市においてはなり得ないと判断している。この陳情には賛成したい。

子ども・子育て支援新制度を踏まえて、本市もニーズに沿った計画内容にすべき。幼保一元や民間委託、指定管理は選択肢の1つであり、保育の量や質の低下を招くことは考えにくく、賛同できかね不採択。

全体的に陳情の趣旨はわかるが、各論で見ると、一方的に断定されている点などや、やや問題があると考えるが、陳情の全体像からは趣旨採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第9号は、採択、趣旨採択とも賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第10号 「子ども・子育て支援新制度実施にあたっての意見書」提出を求める陳情を議題といたしました。

当局より状況等の説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、全ての子どもが幸せに生きる権利、よりよい保育を保障することは、児童福祉の基本理念であり、今回の新制度導入とは切り離して論じられるほうがよく、不採択とする。

細心の配慮と十分な検討と準備が必要。文章からは必ずしも子ども・子育て新制度を全面否定するものではないと読み取る。保育に格差をつけないことは当たり前のことで、反対する理由は全くなく、賛成。

討論を終結し採決に入りました。

可否同数により委員長裁決によって、陳情第 10 号は、不採択すべきものと決しました。  
続いて、陳情第 13 号「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく子ども達の健康管理の充実を求める陳情を議題といたしました。

陳情者からの補足説明の申し出により、休憩をとり、福祉文教委員協議会を開催し、陳情者より補足説明と、それに対する質疑応答を行いました。

委員会を再開し審査に入りました。

当局より状況等の説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、チェルノブイリでは小児甲状腺がんの発生した汚染地域で、25 年たった今でも、子どもの内部被曝や食物被曝が発生している。そのチェルノブイリと比べて福島は、それよりひどい罹患率が出ており、異常な状況であることがわかり、賛成。

原発事故による健康被害は、被災者の方々のみならず、遠方へ避難された皆さんにも深刻な健康問題であると強く認識している。子どもたちの健康被害を最小限に食いとめるため、この陳情の趣旨を理解し、趣旨採択とする。

甲状腺のスクリーニングに限定はされているが、そこだけにがんが発生するわけではなく、不安解消や健康を維持するために子どもに限定して期間を1年に限ってなど、絞りに絞った陳情と感じた。きちっと国の責任で行われていくことが、原発を持っている国として行うべきことと強く感じて賛成。

討論を終結し採決に入りました。

陳情第 13 号は、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.6 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.7 ○建設消防委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、建設消防委員会に付託されました陳情についての審査内容と結果についてをご報告いたします。

去る平成 25 年 12 月 12 日午前 10 時より開催された建設消防委員会の付託議案の審査終了後に、委員全員と関係職員の出席のもと、2 件の陳情の審査を行いました。

初めに、陳情第 5 号「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」を求める陳情を議題といたしました。

直ちに、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、商工会加入率は 56.9%で、事業者数はわからないとの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論の内容は、日本経済もまだまだで、商工会などへの支援が必要だと思う。自助努力も怠りなくしていただくよう要望して、賛成とする。

商工会のみならず、中小企業を支援する陳情なので、賛成する。

商工会を中心とするという観点からいうと、それ以外の方もいるので、公平性から考えて賛成しかねるので、趣旨採択とするなどの討論がありました。

討論を終結し採決の結果、陳情第5号は、賛成多数により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第12号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたしました。

直ちに、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁は、自治体の回収コストは 6,262 万円である。レジ袋の有料化率は、市内で協定を結んでいる 11 業者、16 店舗、辞退率が 89.1%であるなどの答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

生産者責任を明確にすることや、新たな仕組みをつくる必要がある。社会的コストを軽減するために製品価格への内部化を進めるべきで、賛成とする。

本市はごみの分別が徹底されている。レジ袋においても 90%近く徹底されているので、不採択とするとの討論がありました。

討論を終結し採決の結果、陳情第12号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました陳情の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.8 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

ただいま報告されました陳情9件について順次採決に入ります。

初めに、陳情第5号について採決を行います。

陳情第5号に係る委員長の報告は採択であります。本陳情は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.9 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、陳情第5号は、委員長報告のとおり採択と決しました。



続いて、陳情第6号について採決を行います。

陳情第6号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第6号についてお諮りいたします。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.10 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、陳情第6号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第7号について採決を行います。

陳情第7号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第7号についてお諮りいたします。

陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.11 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、陳情第7号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第8号について採決を行います。

陳情第8号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第8号についてお諮りいたします。

陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.12 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、陳情第8号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第9号について採決を行います。

陳情第9号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第9号についてお諮りいたします。

陳情第9号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.13 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、陳情第9号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第10号について採決を行います。

陳情第10号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第10号についてお諮りいたします。

陳情第 10 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.14 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成少数であります。よって、陳情第 10 号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第 11 号について採決を行います。

陳情第 11 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 11 号についてお諮りいたします。

陳情第 11 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.15 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成少数であります。よって、陳情第 11 号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第 12 号について採決を行います。

陳情第 12 号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、陳情第 12 号についてお諮りいたします。

陳情第 12 号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.16 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成少数であります。よって、陳情第 12 号は、不採択と決しました。

続いて、陳情第 13 号について採決を行います。

陳情第 13 号に係る委員長の報告は趣旨採択であります。本陳情は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.17 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、陳情第 13 号は、委員長報告のとおり趣旨採択と決しました。

以上で諸報告を終わります。

**No.18 ○議長(伊藤 清議員)**

日程2、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

議案第 60 号から議案第 74 号までの 15 議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託しておりました議案について、お手元に配付をいたしましたとおり、

各委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について各委員長より報告を願います。

初めに川上 裕総務委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.19 ○総務委員長(川上 裕議員)

議長よりご指名がありましたので、総務委員会に付託されました案件につきまして、審査内容と結果についてご報告いたします。

去る12月10日午前10時より、全委員と関係職員の出席のもと委員会を開催し、議案の審査を行い、全案件を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第65号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁として、時給については、今年度の延長保育士、有資格者ですと時間1,060円です。来年度は、この1,060円を1,130円に70円アップを予定している。

また、短時間の保育士、資格のあるなしにかかわらず、同様に少しずつアップを考えています。

調理員が対象になっていないことについては、調理員等のほかの臨時職員については、雇用形態として時間額のほうが適切であり、従来の時間当たりの単価で残しています。

5年後の更新契約の方向性、将来性については、5年間に非正規雇用の職種として、その職場がふさわしいかどうか見きわめること。そして、その5年後には、正職がよいのか、業務委託ができるのか、指定管理ができるのかを、担当課のほうと打ち合わせている最中です。

今回の月額報酬が妥当なのか、また近隣の状況については、保育士の19万8,000円という金額は、ほぼ毎日出られた金額と掛け合わせて、少し上回る程度の設定の金額になっています。

他市町との比較については、西三河地区は比較的高く、尾張東部地域はほぼ同等で、知多地域は若干安目の傾向です等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

処遇改善という意味でもかなり改善されている。人材流出を防ぐために、時給制から月給制への変更はよいことで、今後の子育て支援の充実につながることを期待しています等の賛成討論がありました。

討論を終結し採決に入りました。

採決の結果、議案第65号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続いて、議案第 67 号 豊明市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑・討論はなく、採決に入りました。

採決の結果、議案第 67 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 70 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第 5 号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する答弁として、交付税の増については、前年度の交付額の 7 割から 8 割ぐらいを当初予算に上げていて、今回、9 億円前後の交付でしたので、2 億円の増額になるということです。

徴税費の課税資料整理事務等 142 万 4,000 円の増については、豊明市での確定申告会場が短縮されるので、年金受給者対象の確定申告会を 2 日ふやしている。また、市民税申告相談会を新しく新設し、4 日間開催します。今までの 4 名体制を 8 名体制に増員して対応していく等の答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 70 号のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.20 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて近藤郁子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.21 ○福祉文教委員長(近藤郁子議員)

議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました議案の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る 12 月 11 日午前 10 時より、全委員と市長以下関係職員の出席のもと委員会を開催いたしました。

以下、議案に従って審査経過を申し上げます。

初めに、議案第 61 号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な回答は、状況確認後の対策は、ボランティアや園長、主任も年少クラスのフォローをしています。

円満な和解で、額も適正であると認識しています。

これ以外に損害賠償等、示談が終わっていない事例はありません。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、人の目が必要。取り返しのつかない事故がないようお願いして、賛成。

保育園児以外に小学校低学年も注意を図るようお願いして、賛成。

討論を終結し採決に入りました。

議案第 61 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な回答は、選定は指定管理者審査委員会で全体評価でシンコースポーツを選定。

スポーツ振興は現在のスポーツ系の業務で、指定管理者とは調整をとりながら進めません。

豊明市が行う事業の減免措置は後で精算し、相当額を支払います。

勅使会館の管理委託料は協定の中で業者が委託し、料金の増減はなし。

延長と宿泊部分は単価契約で使用料収入は市の収入。

勅使会館の管理委託料は指定管理者が行うことで 548 万 9,000 円削減。

市の職員の人員配置は未定。パートは継続雇用希望により雇用を目指し、さらに市内雇用をお願いしていく。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について賛成。

体育館以外のスポーツ施設については、月曜日も営業すること、いろいろな事業に取り組まれることで、サービスの向上に一役を担う。

コスト面も2%ほどの軽減だが、金額的には大きい。勅使会館の委託も合わせてやっていただけると確認でき、さらに雇用継続ができるのであれば、第1号指定管理として温かく見守っていきたい。

討論を終結し採決に入りました。

議案第 62 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 68 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたしました。

提案説明を省略し質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

討論はなく、討論を終結し採決に入りました。

議案第 68 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第70号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

主な答弁は、福祉医療助成費増額の内訳は、福祉医療5つの項目のうち、前期半年分の実績で算出し、不足している子ども医療 3,044万8,000円と、後期高齢者医療の680万7,000円で、医療助成の増額です。決算額に比べ15%の伸びを見込んでいます。

障害者医療費等負担金の返還は、車椅子3台の手続ミスによる重複請求分と、療養介護医療費と更生医療費の項目誤りによる返金です。

小中学校英語指導委託事業は、4月1日契約に向けてプロポーザル方式のため、2～3カ月は必要。業者決定は採点項目をそれぞれ採点し、一番すぐれたところを採用する予定。最終的には随意契約です。

野外教育センター基本計画策定委託料は、基本的な構想に組み込んで比較検討をしていきます。野外教育センターの耐震補強案、または建てかえ案、旧三沢小学校の耐震補強をして、改修・改築案の3案で比較検討する。

小学校4年生が中学校2年生になるまでに、豊根で実現できるような整備をしていきます。

その後、380万の積算についてと今後の見積もり、工事積算を比較するための条件等の資料請求がありました。

再び質疑に入り、主な答弁は、旧三沢小学校の情報は、議長、副議長からありました。耐震も今回の調査趣旨に含まれています。教育委員会では建築の専門的知識が必要な判断はできません。今回調査する3案とも選択肢として必要と判断しています。

公立保育園が満杯状態で、待機児対策には効果がある。認可外は入れる状況と認識しています。

成人病診断等委託料の増額は、肺がん検診は自己負担分のなし700人分と、自己負担あり500人分。胃がん検診の負担あり300人分と、大腸がん検診の個人負担なし400人分と、乳がん検診の自己負担なし100人分です。

新たに1園、プロポーザル方式の入札で、保育園給食委託をするためです。新年度予算審議の後では間に合わないものについては、この時期に債務負担行為として審議いただくのは正しいやり方だと考えています。

子育て支援交付金は、国から県に移り、補助金の額は減るが、一般財源を充て、同様の事業をします。

質疑を終結し討論に入る前に、議案第70号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第5号)の当委員会に係る部分の修正案の提出がありました。

修正案について主な説明は、野外教育センター383万3,000円を予算より減額し、その部分をそのまま財政調整基金に積み増しする案です。

修正案に対して質疑はなく、修正案に対する質疑を終結し、修正案も含めて一括して討

論に入りました。

原案に賛成。野外教育センターについては、古民家再生という技術もあり、軽量瓦にするなど、耐震改修案もいろんな面で調査は必要。野外教育は自然の中で成長過程の人間形成には必要。しっかり調査研究をして、友好自治体の豊根村でできる形を望む。

修正案に反対、原案に賛成。例年のように金額が確定したことによる返還金、負担金等である。

ほかには、老人福祉事業の消耗品費は全額県費補助で、命のカプセルと合わせて住所、氏名、緊急連絡先などが書き込め、できれば希望者全員に配布を望む。

老人憩いの家備品購入費も県補助での整備、心身障害児者扶助事業も必要な経費。

各種診断事業、成人病診断等委託料 1,246 万円の増額で、1人でも多くがん検診を行うよう努力をしてほしい。

野外教育センター基本計画策定委託料は、しっかりと調査して、将来にわたり一番いい方向での野外教育ができるように望む。

原案に賛成。債務負担行為の小中学校の英語指導の委託事業について、今回の補正予算で生きることを望む。

野外教育センターについては、教育委員会が中心になって原案で調査、報告をされれば、十分な価値がある。

原案に反対、修正案に賛成。旧三沢小学校案は降って湧いたような案。それによって、この 380 万の委託料が出たことで反対。

修正案に賛成。原則木造とあり、豊根の木材を使った施設をつくりかえ、子ども以外にも市民間交流ができることが、豊明市と豊根の交流にも大きく寄与すると考える。旧三沢小学校案は、豊根村、また豊根村教育委員会からも確認がとれていない。撤去の順番も決まっている。教育委員会がこの3案を提出した理由の中で、議員からの提案があったからと推測し、修正案に賛同を得たい。

討論を終結し採決に入りました。

会議規則第 138 条の規定により、修正案、原案の順に採決をいたしました。

修正案は賛成少数により否決すべきものと決しました。

原案について採決いたしました。

全会一致で、議案第 70 号のうち、本委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 71 号 平成 25 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしました。

提案説明を省略し、直ちに質疑に入りました。

質疑はなく、討論に入りました。

討論はなく、採決に入りました。

議案第 71 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 73 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてと、議案第 74 号 平成 25 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第3号)については関連があり、一括議題といたしました。

提案説明を省略し質疑に入りました。

主な答弁は、在宅医療連携拠点推進事業は、25 年度残り3カ月で今回補正提案した視察研修といきいき笑顔ネットワークシステムの改修の予定です。

提案し採択されたのは、豊明市を初め7市と5つの医師会の 12 団体です。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、議案第 74 号に対しての討論、本市の在宅医療の推進に一役を買う事業展開が期待でき、健康なまちづくりに一層励んでいただきたいと要望して賛成。

討論を終結し、議案第 73 号についてと議案第 74 号についてをそれぞれ採決に入りました。

議案第 73 号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 74 号についても、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました案件の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.22 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

続いて三浦桂司建設消防委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.23 ○建設消防委員長(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、建設消防委員会に付託されました案件についての審査内容と結果についてご報告をいたします。

去る 12 月 12 日午前 10 時より、全委員と市長以下関係職員出席のもと委員会を開催し、付託されました議案を原案のとおり可決すべきものと決しましたので、ご報告いたします。

以下、議案に沿って審査経過を申し上げます。

最初に、議案第 60 号 工事請負契約の締結について(国庫補助事業 道路補修耐震補強工事)を議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁として、前後駅前デッキの耐震工事は、25 年7月9日に制限付一般競争入札と再入札とも落札者がなく、不調に終わったため、設計を見直し、再び制限付一般競争入札を行ったが、これも応札者がなく、財政課が当初の入札、2回目の参加辞退業者の5社にヒアリングを行い、随意契約に切りかえた。



落札が不調に終わった要因としては、全国的に技術者不足の上、公共事業の前倒しで技術者が配置できないという点と、工期が3年間と長期にわたる点である。

請負金額の消費税は8%の契約である。

駐車場の閉鎖期間は工事期間内で、駐輪場は現在の台数を確保でき、市民への周知は広報や案内板を考えている。

質疑を終結し討論に入りました。

討論として、工事期間が長いこと、事故が起きないことを留意していただくよう要望して、賛成とする。

入札が2回にわたり不調に終わり、ほかにも多くの落札不調が出ている。今後は予定価格をしっかりと積算していただくよう要望して、賛成とする。

討論を終結し採決の結果、議案第 60 号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 63 号 尾張農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案第 64 号 尾張農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第 66 号 豊明市農業共済事業実施条例の廃止について、議案第 69 号 尾張農業共済事務組合規約の一部改正に関する協議についての4件は関連がありましたので、一括議題といたしました。

理事者の説明の後、質疑に入りました。

質疑に対する主な答弁としては、県内には6つの組合があり、3つの組合が民営化されている。民営化されている組合がまず合併し、財産についての補助等はない。

尾張農業共済は 18 市町で構成され、市が負担金を払っている。平成 22 年度からの3年間は、負担金を合計し、残金が出た場合、配当があり、今後は市の負担はない。また未収・未払金の処理は一宮市が継続する。

民営化された以降は、議会のチェックが入らない。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論としては、県下6組合が一元化され、メリットがあるので賛成とする。

議会のチェックが入らないので、反対であるなどの討論がありました。

討論を終結し採決の結果、議案第 63 号、議案第 64 号、議案第 66 号、議案第 69 号の4議案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 70 号 平成 25 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたしました。

質疑に対する主な答弁として、消防の時間外手当の増は、参議院議員選挙の影響で、消防団の操法大会の練習日がふえたり、ドクターカーなどの救急救命士教育などで時間外手当が 500 万円ふえた。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論として、消防職員の職員不足を充当していただくよう要望して、賛成とする。  
超過勤務手当が増えないよう要望して、賛成とするなどの討論がありました。

討論を終結し採決の結果、議案第 70 号 豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 72 号 平成 25 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたしました。

質疑に対する主な答弁として、24 年度で繰上償還して、公営企業の金融公庫と財政融資、旧簡易生命保険です。

質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第 72 号は、全会一致により可決すべきものと決しました。

以上で建設消防委員会に付託されました議案の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.24 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.25 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し、討論・採決に入ります。

初めに、議案第 60 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、早川直彦議員。

#### No.26 ○11番(早川直彦議員)

議案第 60 号 工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

今回の前後駅前広場北側デッキ耐震補強工事における本来のタイムスケジュールは、本年7月に入札先が決まり、9月議会において議案として出され、議案が可決されれば耐震工事が開始される予定でありましたが、今回、2回の入札が不調に終わり、その後2社から見積もりをとり、3億 1,860 万円で随意契約されるものであります。

この経緯について、建設消防委員会での説明の中で、2回の入札が不調に終わり、応札した5社とヒアリングを行い、それについて分析し、理由について大きく2つ挙げられました。

1つ目は、現場に必要な資格を有する主任技術者と現場代理人の人材不足が原因であ

るとのことでした。

民主党政権のときに、「コンクリートから人へ」の政策を実施し、公共事業が減少しました。しかし、現在の自民党政権になって以降、アベノミクスの政策に変わり、平成 24 年の初旬には 15 カ月予算を初め、東日本大震災の復興や公共事業の増加による景気の底上げのために公共事業全体がふえ、公共事業減少時に人を減らした反動で、現在、工事現場に欠かすことのできない資格を有する人材が不足している状況であります。

2 つ目には、平成 28 年 3 月までと工期が長いことも原因であります。1 つ目の人材が不足していることに関連しております。

このように入札が不調になることは、この豊明市に限ったことではなく、全国的にわたっていることは、新聞などで報道されております。

愛知県においては、第二青い鳥学園や愛知総合工科高等学校での入札が不成立。半田市においても新庁舎建設について入札が不成立で、予定価格を 6 億円余り上回る価格で随意契約を結ぶ方向に転換しております。

その原因が、復興事業や名古屋駅周辺の建設ラッシュの影響による最近の建築価格の上昇を挙げております。

また、資材費や人件費が高騰しており、業者側が割に合わないと判断したものと、新聞記事には書かれております。

工事の予定価格を公表している自治体についても、不落となる状況であります。

今回の耐震工事の契約が 9 月中にできていなかったことにより、消費税率が 8% になり、660 万円の継続費の補正が必要となりました。確かに入札が不調に終わったことが原因ではありますが、先ほども述べましたが、必要な資格を有する主任技術者と現場代理人の人材不足が原因であり、やむを得ないものと考えております。

今回の工事は、豊明市の玄関口である前後駅の工事でありますので、駅を利用される皆さんに事故がないように安全対策を十分行い、また、市営の駐輪場や駐車場を利用される方々に不便をおかけしますので、広報活動についても十分行うように要望し、賛成の討論といたします。

#### No.27 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、安井 明議員。

#### No.28 ○16番(安井 明議員)

それでは、議案第 60 号について市政会を代表し討論いたします。

この議案第 60 号は、平成 25 年 7 月に第 1 回目の一般競争入札が行われ、入札不調に終わりました。

8 月の第 2 回目入札には、私が入手した情報によりますと、約 3 億円の工事に対してわずか 100 万円前後の不自然な設計増の変更を行い、落札予定価格を約 600 万円ほど上

乗せをして一般競争入札を行うが、これも不調に終わり、最終的に随意契約をしたものがあります。今後、いかなる理由が起きても、設計変更を許すわけにはまいりません。

昨年、豊明市は、石川市長の入札改革という大義名分により入札改革を断行いたしました。この入札改革とは、2,000万円以上の工事の落札予定価格を設計より12%以上低く設定するだけのものであり、入札改革により節減は1円たりともできなかったのが実情であります。

このように昨年の石川市長の入札改革は、業者をいじめただけのものであります。結果として平成25年度の入札不調率は、平成25年12月10日現在、51件の工事に対して12件が不調に終わり、入札不調率は23%以上であり、23%の工事が競争性のない随意契約で契約されております。

近隣市町の入札不調率は、大府市と日進市においては5.6%であり、みよし市についてはわずか1%、知立市においては入札不調は1件もありません。

豊明市の、また別途工事については、当初落札予定価格が約3,600万円で入札不調に終わり、第2回目の入札時には設計変更し、落札予定価格が約5,200万円にはね上がった工事もありましたが、これも入札不調に終わり、最終的に随意契約を行った工事も存在いたします。

このようなことから、豊明市の入札不調は、昨年落札予定価格を不当に低く設定をしたためによる業者からのしっぺ返しにより、契約金額が釣り上げられているものであるならば、石川市長、これは重大な問題であります。

しかし、市民の安心・安全を初め、命と財産を守るのが行政でありますので、議案第60号には賛成といたしますが、今後は豊明市の建設業を初め、豊明市の商工業がさらなる発展ができるような真の入札改革をされますよう強く要望し、賛成の討論といたします。

#### No.29 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第60号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.30 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第61号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第61号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.31 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 62 号については討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。  
初めに、前山美恵子議員。

No.32 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について、反対の討論をします。

本市で初めての指定管理者制度が実施されるに当たって、指定管理者が指定をされました。

本来、市が担うべき公共サービスでありながら、公的責任を放棄して、市場原理に委ねるもので、住民サービスの低下や職員の労働条件の悪化が懸念されるところです。

委員会の審議では、指定管理者で管理してもらおうほうが、直営よりはコストが削減されるとのことですが、もともと福祉体育館は我々市民の税金で建てられた公の施設であります。

指定管理者は建設費を投入せず、施設をただで使って、そこで得た利益は指定管理者のものとなります。

さらに、指定管理者はもっと利益を上げるために、いろいろな企画を組み、使用料が入ってくる仕組みをつくることになるでしょう。

そうなれば、公の施設としての公共性は失せて、営利のためのスポーツを振興するためのものということになりかねません。

市民の施設でありながら、市民が自由に使えなくなることも危惧されるところであります。このところは、しっかりとチェックを求めるところです。

また、ここで働く事務所の職員も正規職員が6人とのことでしたが、人件費削減となることなので、低賃金で働くことになるのではないか、この懸念は払拭をされません。

さらに、民間業者であることから、途中で撤退や倒産なども考えておかなければなりません。他市でもその実例があるわけですから、事業運営を民間業者に委ねることの危険性があるということを申し上げておきます。

なお、高齢者の再雇用については、当局で配慮をしていただいた点については、評価を申し上げるところですが、総合的に賛成することはできませんので、反対の討論といたします。

No.33 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤善人議員。

No.34 ○4番(近藤善人議員)

それでは、議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論をします。

この指定管理者制度は、地方自治法の一部改正により、平成 15 年に導入されました。ちょうど 10 年になります。近隣市町では早くから取り組んでいる自治体もあり、少々遅過ぎた感はありますが、ここで議案が通れば、常々市長の言われている民間ノウハウの導入がまた 1 つ実現できることになり、評価に値します。

指定業者であるシンコースポーツ株式会社は、資本金 1 億円、正社員 310 名ほどの会社で、支店及び営業所は全国にわたり、29 自治体の指定を受けており、管理運営受注施設数は全国トップクラスの実績を誇っています。

近隣では名古屋市、一宮市、岡崎市、豊田市、尾張旭市、豊橋市などが指定業者としています。

このうちの幾つかの自治体が、もう二巡目に入っているようで、実績が評価されたものと理解します。

この会社は、自治体施設のニーズに対応したいいき体操教室などの介護予防プログラムの提供や、健康づくり教室として生活習慣予防教室や糖尿病予防教室等の生活改善型、または健康維持増進運動プログラムなど、多種多彩のプログラムの開催をしています。

今後ますます進む高齢化社会の課題である健康寿命を延ばすためには、前述した介護予防や成人病予防が喫緊の課題であり、本市においても上記のようなプログラム開催が望まれます。80 歳でも健康で自立的な生活が確実にできる社会の形成を築いていかなくってはなりません。

指定管理の目的の 1 つである経費削減も進めなくてはなりませんが、削減ばかりではサービスの向上は難しく、まずは市民の満足度を一番に考えなくてはなりません。行政においては難しいと思われるきめ細やかなサービスにより、市民の満足のいく施設であり、健全な運営をしていかなければなりません。

今後においては、体育施設だけでなく、社会教育施設である図書館、文化会館なども指定管理になっていくことと思います。

本市の公の施設は近隣市町に比べると随分見劣りします。豊明市スポーツ推進計画の中の市民アンケートでも、公共施設の満足度は 2 割程度です。他市町の体育施設や図書館に行くという話もよく耳にします。

勅使グラウンド、テニスコートなどの改修の要望も多く出ています。投資をしてこそ利益、サービスの向上が生まれます。市民の皆さんに喜んで使用していただくには、施設の新

設、改修などを進め、近隣市町に引けをとらない施設になるよう投資もしなければなりません。

ぜひ、誰もが使いたくなるような施設になるよう要望して、賛成の討論とします。

#### No.35 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、平野龍司議員。

#### No.36 ○13番(平野龍司議員)

議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について、市政会を代表して賛成の立場で討論いたします。

指定管理者制度の導入は、民間の事業者が有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに効率的に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を目的とするものであります。

また、本市のスポーツ推進計画に定められています生涯スポーツ社会の実現に向けて、民間活力の導入はその効果が期待されるところであります。

今回、指定管理候補者でありますシンコースポーツ株式会社は、市民サービスの向上という視点で、勅使グラウンド等などの体育施設について、月曜日も営業をすることで、施設の有効利用を図り、また予約が取りにくい卓球場についても、卓球台の増設やトレーニングルームのマシンを更新するなど、スポーツに親しむ利用者の増進を図る取り組みを提案しており、その効果が期待されます。

また、指定管理者がポイントカードの導入や、はぐみんに加入することは、利用者が気軽に継続してスポーツを楽しむことができる機会がふえるものではと思われず。

さらに、高齢者の就労の確保についても、本市の総合計画や高齢者福祉社会、介護予防事業計画等を踏まえたものであることは評価できるものと思われず。

市民サービスの向上について多様な取り組みがなされていますが、福祉体育館等は市民の健康増進やスポーツ推進のため、福祉の向上を目的とした公共施設であり、市民一人ひとり平等な利用の確保が重要であることを十分に踏まえ、今後、指定管理者に対して適切な監査、指導、助言等に取り組むことを当局に申し添え、賛成の討論といたします。

#### No.37 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤恵子議員。

#### No.38 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、議案第 62 号 豊明市福祉体育館及び体育施設等の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論いたします。

今回の福祉体育館の指定管理は、豊明市の第1号であります。

スポーツ施設については、他市町でも指定管理が多く導入されているところであって、今後、豊明市がこれを第1号としたことには意味があると思っています。

今回の指定管理によって一番期待するものは、やはりサービスの向上という点であります。

先ほど、ほかの議員の討論の中にもありましたけれども、市民の利用、利便性が向上することなど、その点については大変期待しているものです。

また、コストの面に関しましても、今回の指定管理契約外のところも委託で契約できるということで、その分においても削減ができるということには期待しております。

今回の指定管理の中でもう一つ評価したいということは、この審査の過程をホームページで公表されているという点にあります。

今回も、どうしてここがよかったのかということが、ホームページの項目評価表の中にあられており、これが市民、もちろん私たち市民も、この指定管理の方向性について大変理解しやすい結果になっていると思います。

情報の公開という点においても、今回の指定管理の選定については大変よかったと思っています。

今後、市民の皆さんがもっと福祉体育館及び体育施設を利用し、市民の健康増進に役立つことを願って、賛成の討論といたします。

#### No.39 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 62 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.40 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第 62 号は、委員長報告のとおり可決されました。会議の途中ではありますが、ここで 10 分間休憩といたします。

午前11時7分休憩

午前11時17分再開

#### No.41 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

議案第 63 号について討論の通告がありますので、発言を許可いたします。



前山美恵子議員。

#### No.42 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 63 号 尾張農業共済事務組合の解散に関する協議についての反対の討論をいたします。

農業共済制度は、農家が掛金を出し合って共同準備財産をつくり、災害が発生したときに共済金の支払いを受けて農業経営を守るという農家の相互扶助を基本とした制度です。

愛知県下では6団体で構成されており、ここ尾張農業共済は、本部を一宮市、支所を春日井市に置く 18 自治体で構成されています。

この議案では、農業共済事業を1県1組合にするために、当組合を解散するものとして提案されました。

もともと、農業共済事業が 2010 年の国の事業仕分けで抜本見直しとされ、そのことから毎年、共済事業に対する国の予算、これが削減をされてきました。農水省も、この予算削減をてこに農業共済組合の統廃合を誘導する形をとってきております。

農業共済は、天候や害虫などによる農作物の被害を認定して共済金を払うという、農業者にとっては不可欠なものです。被害認定は現場に最も密着してなされなければならないものです。

それが統廃合されれば、被害認定のおくれ、正確性の欠如など、農業者に大きな混乱をもたらしかねません。

当面は支所を春日井市に置くとされていますが、県庁がこの統廃合の効果の1つにしているのが、事務員の削減などのスリム化を挙げていることから、もっとも総務課ではもう人減らしはされておりますが、今後、窓口や職員の縮小が透けて見えます。

また、尾張地区と知多地区は、地方自治法の一部事務組合である農業共済事務組合、これが解散をされ、農業災害補償法を根拠とする共済組合に組み込まれることとなるため、今まで行政事務として財政や事業を論じ提案することができた議会はなくなります。

全くの民間の運営となるわけであり、農業という国の基幹産業を大きく後退させてしまうことになりかねないと心配するところであり、この議案には反対するものです。

#### No.43 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 63 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.44 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第 63 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 64 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。前山美恵子議員。

No.45 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 64 号については、議案第 63 号のところで討論を述べたとおり、同様の討論で反対いたします。

No.46 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。  
議案第 64 号に係る委員長の報告は可決であります。  
本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
(賛成者起立)

No.47 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第 64 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 65 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。初めに、藤江真理子議員。

No.48 ○6番(藤江真理子議員)

議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

まず、この条例の中身を簡単に申し上げますと、これまで一般職と同じような勤務時間で常勤化していた臨時職員や非常勤特別職の方たちを、非常勤一般職員として任用するというものです。

具体的には、ポルトガル語通訳、地域安全監視員、環境監視員、家庭相談員がそれぞれ2名ずつ、教育相談員、学校教育指導員、社会教育指導員が各1名ずつの7職種を特別職から一般職へ、そして新しく防災専門員1名、こちらは見込みの人数になりますが、保育士が65名、児童厚生員が10名の3職種を加えた計10職種が該当します。

新規の防災専門員は、地域防災計画策定や防災の啓発普及活動、緊急時の指揮などを想定し、専門性が求められるということから月額報酬は35万円。

保育士については、これまでの時給制から月額制になって、報酬額は19万8,000円となり、手取りもふえると聞いております。

私の知る限りでも、豊明からほかのまちへ勤務地を移られた保育士を数名知っておりますが、経験豊富で有能な保育士のほかのまちへの流出を食いとめるため、また、いい人材の確保、育成という面からも、これまでの時給制に比べ、より身分が安定する月額制になることを評価いたします。

ただ今回、この議案による全体の影響額が約 6,800 万円の増、保育士、児童厚生員の方だけで約 5,000 万円の増と、かなり大きな額になっています。

保育士の場合で言いますと、日々、子どもの成長に寄り添う仕事としてやりがいを持ち、いきいきと働ける環境を整えていくことは、めぐりめぐって子どもたちにも返ってくると思います。

言い方を変えれば、保育士の人材確保、育成にこれだけの額を投じることで、サービスの向上、保育の質の向上につながる、すなわち市長がおっしゃる子育て支援の充実、拡充に結びついていくものと私は理解していますので、賛成といたします。

以上で終わります。

#### No.49 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、前山美恵子議員。

#### No.50 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について、賛成の討論をします。

本市において、正規職員と同じ1日勤務をする非正規職員を、時間給から月給制にすることや、時間給の人も含め身分保障が5年間となり、特別休暇の取得もできることとなり、給与は月額も時間額も全体的に引き上げとなる内容であります。

この問題については、この間、我が党は非正規職員の低賃金の問題や、保育士などの待遇改善を質問してきたところであり、前進された点については評価をするものです。

しかし、基本的には正規職員と同じ1日勤務なら、同等の条件で採用すべきことを申し上げておきます。

もう一点について申し上げますと、今回、新規で防災専門員を採用することになりました。業務が災害対象訓練、災害発生時の対応など、今後予測される巨大地震に備えて専門員が必要と言われておりますが、これに消防職員OBか自衛官OBを充てたいとのことでありましたので、ここで消防職員OBを採用すべきであると申し上げておきます。

たまたま、自衛官を採用している他市の様子を耳にすることができました。それは、その市で市民による平和行進が行われていたときに、その採用された自衛官が行進していた人たちを、こっそりと隠しカメラでぱちぱちと隠し撮りをしていたという事実が明らかになりました。

もともと、自衛隊には情報保全部隊というのが存在をしていて、このように人権無視の監

視行動が公然と行われているということは、多くの方に知られているところであります。

このような組織でお勤めをしてきた方々を採用するということは、採用すべきではないということを重ねて申し上げるところであり、ここに強く申し上げておきます。

以上です。

#### No.51 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤恵子議員。

#### No.52 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、議案第 65 号 豊明市非常勤一般職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

今まで豊明市には、非常勤の一般職員という任用というものがありませんでしたが、今回、この条例を制定することによって、きちんとした対応が今後とられていくということに対しては賛成いたします。

防災専門員、保育士などの新規の採用がありますけれども、それも今回の条例制定により時間単価が上げられたということ、またそして、保健師とかも同様に、規則のほうで時間単価を上げることがあったということを知っておりますので、全体的に非常勤職員の処遇が改善されていくという意味においては賛成といたします。

ただ、委員会ของときにも申し上げましたけれども、一度にこういった体制になっていくことによって、5年を限度にということがありましたものですから、5年後の先を見据えた今後の政策については、きちんとしていっていただきたいと思ひます。

それはもちろん保育サービスが、十分な保育サービスが行われるということも、もちろんですけれども、今働いていらっしゃる方々の将来的な展望ということもありますので、1~2年という話ではありましたが、できるだけ早く結論を出して、今働いていらっしゃる方々に、将来的な見通しをはっきり示せるような施策をとっていただきたいと思ひ、そのことを一言申し添えて賛成といたしたいと思ひます。

#### No.53 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 65 号に係る委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.54 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 65 号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 66 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。  
前山美恵子議員。

**No.55 ○19番(前山美恵子議員)**

議案第 66 号の豊明市農業共済事業実施条例の廃止についても、議案第 63 号と同様の討論で反対といたします。

**No.56 ○議長(伊藤 清議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 66 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.57 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 66 号は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 67 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

**No.58 ○19番(前山美恵子議員)**

議案第 67 号 豊明市税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

この条例改正は、個人住民税の公的年金からの特別徴収については平準化される内容も含まれていますが、この条例改正で問題なのは、これは表には出てきませんが、バックに金融税制の一体化の一環として証券投資の損益通算の範囲、これが拡大をされたことです。

現行では、上場株式等の譲渡損を上場株式等の配当と通算して減税できる仕組みがありますが、今回の改正で公社債及び公社債投信の利子、配当も通算できるようにされることになりました。

このことは、我々庶民には余り関係なく、多くの金融資産を持っている資産家ほど、税制面で恩恵を受けることになる富裕層優遇を拡大するものであり、問題と考え、反対といたします。

**No.59 ○議長(伊藤 清議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 67 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.60 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 67 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 68 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。  
前山美恵子議員。

**No.61 ○19番(前山美恵子議員)**

議案第 68 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の討論をいたします。

これも、前の 67 号の市税条例一部改正と同様に、公社債の利子等が株式の損益と一体化され、そのために国保税の算定基礎となる所得割の要素が変更されることとなりました。本市には影響はないかもしれませんが、制度としてこのことがつくられました。

今必要なのは富裕層の優遇より、低所得者への減免が切実に求められることを申し上げて、反対といたします。

**No.62 ○議長(伊藤 清議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 68 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**No.63 ○議長(伊藤 清議員)**

賛成多数であります。よって、議案第 68 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 69 号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。  
前山美恵子議員。

**No.64 ○19番(前山美恵子議員)**

議案第 69 号について、これも尾張農業共済事務組合の関係ですので、63 号のところで反対討論をいたしました同様の討論であります。よって、反対といたします。

**No.65 ○議長(伊藤 清議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 69 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.66 ○議長(伊藤 清議員)

賛成多数であります。よって、議案第 69 号は、委員長報告のとおり可決されました。  
続いて、議案第 70 号についても討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、山盛左千江議員。

No.67 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、平成 25 年度一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

今回の補正予算の総額は 12 億 7,300 万円余で、福祉や介護、医療、健診費の不足を補うものが主であり、いずれも必要な補正と判断いたしました。

また、前年度の余剰金の残金や、地方交付税の追加分を合わせ 8 億 8,800 万円が財政調整基金に積み増しされ、その残高は約 20 億 9,000 万円余になったことは、評価したいと思えます。

しかし、指摘せざるを得ない点も 2 点あります。

1 点は、消防署員の時間外手当 500 万円の増額であります。

その一部ではありますが、消防団の操法大会の練習のため、勤務明けの署員や非番の署員が時間外勤務を行いました。

参院選により大会が 3 週間おくれたことにより、320 時間の残業代が発生し、補正予算されたものであります。

練習全体では、その約 2 倍の時間を費やしており、ご苦労さまと申し上げたいところではありますが、操法大会の練習を消防署員が時間外で指導することが前提になっていることについては、一考を要すると申し上げなければなりません。

大会での上位入賞を目指し、練習に力が入るのでありましようが、市民の生命、財産を守るという本来の職員の職務にしわ寄せがあってはなりません。

消防署員の人員不足を言うのであれば、まずは負担軽減を検討すべきであります。操法大会は消防の OB や団員が中心に実施してはどうかと提案申し上げます。

2 点目は、総務委員会で修正案を提出し、まあ残念ながら賛成少数で否決となりました。ああ、ごめんなさい、賛成少数で否決となりました。ああ、ごめんなさい、間違えました。

2 点目は、福祉文教委員会で修正案を提出し、賛成少数で否決となりました。野外教育センター基本計画策定委託料 383 万 3,000 円についてであります。

委託の内容は、築 80 年とも見られる老朽化した現在の宿泊棟を、1 つとしては、耐震改修をして継続使用するか。2 つ目としては、建てかえをするか。3 つ目としては、廃校となっている三沢小学校の校舎を耐震改修し、宿泊施設に衣がえをして使用するか。この 3 パタ

ーンで見積もりをとり、比較検討するというものであります。

三沢小の校舎が比較対象となったことが、余りに唐突、かつ不可解でありましたが、福祉文教委員会では質疑が打ち切れ、消化不良の状態であります。当局の答弁も含め、事実関係を簡単にお話ししたいと思います。

6月の桶狭間古戦場まつりの会場で、伊藤議長、毛受副議長から、旧三沢小学校の情報が教育長にもたらされたことから始まります。

その後、教育委員会は現施設と三沢小校舎を見学に行かれました。

10月8日に、伊藤議長、堀田正副委員会長の名前で、提言書なるものが教育委員会に提出され、そこには、現施設の改修については、施設の老朽化の度合いを考慮すれば、改修するというよりも新築することが必要と想定される。新築の場合、非常に財政的負担が大きくなる。

そこで、豊根村内の廃校となった校舎、まあ旧三沢小学校ですが、の再活用する場合の工事費用の見積もりを合わせて提示することとありました。

教育委員会は、同月の22日に、この要望に対して「旧三沢小校舎も比較検討する」と回答をしております。

豊根村に確認いたしましたが、校舎活用について一切要望はしていないし、三沢は校舎の撤去計画にも上がっているほどで、豊根と豊明の議員の間でそういった話があったようだとのことであります。

委員会では、議員からの情報がなければ、三沢小校舎は選択肢になかったという答弁もありました。

事実を並べると、この基本計画策定予算は、一部議員の要望がもとにあったということが見てとれます。

二元代表制とは、こういうことを言うのではないと私は考えておりますが、たとえ一部の議員の強要であったとしても、それが必要な予算なら結果オーライとなりましょう。

三沢小は築47年で、耐震改修もされていない古い校舎であります。また、小規模校のため、宿泊棟の増築や浄化槽の入れかえと数々の問題を抱え、格安となる条件に乏しい上、三沢小学校の体育館は比較的新しいものの、村民のスポーツ施設として利用され、また避難所指定もされています。

豊根の教育長さんのお話から、「豊根からこの学校名を出していない」、「まずは見ていただいただけだ」という言葉をお聞きし、正直な気持ちをあらわしておられると感じました。

最も重要なのは、野外活動の教育的目的であります。学校の運動場に張ったテントや、畳の敷いた教室での野外活動経験が好ましいと言えるでしょうか。

築80年の現在の宿泊棟を耐震改修して使い続けることが適当とは考えにくく、建てかえが賢明な選択ではないかと思っております。

一部議員が、正副委員長会で議題にもなっていないことを、その名を使い提言したことは別の問題としても、教育委員会がぶれずに方針を固めていれば、380万円は使わなくて



よかったと言わざるを得ません。

この 380 万円が自分のお金だったら、こうした使い方は提案したでしょうか。本件に限らず、無駄のない予算計上、予算執行でならないのは言うまでもありません。

本件を教訓に、納税者の気持ちに思いをはせて実施するよう申し添えて、討論を終わります。

#### No.68 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、前山美恵子議員。

#### No.69 ○19番(前山美恵子議員)

議案第 70 号 一般会計補正予算について、賛成の討論をいたします。

総合的に見て賛成ではありますが、数点について指摘をさせていただきます。

まず1点目に、子ども・子育て支援システム委託料が計上されました。

これは子ども・子育て支援新制度によるもので、2015 年4月からの実施の意向があるため、計上されたものと思います。

この新制度は問題が多く、国の子ども・子育て会議から示される内容が、十分議論をされずに地方におりてくる可能性があるため、さまざまなことが心配をされます。

施設の認可基準や運営基準、保育の必要性の認定などを定めていくこととなりますが、その中身が現行の基準の引き下げにならないよう、ここに求めるとともに、全ての子どもに格差のない保育が提供されるよう、ここに求めておきます。

2点目に、子育て支援事業について、国からの補助金制度が変わってきました。

国庫補助金が一括交付金としての交付となり、交付金は県の基金に蓄えられ、各自治体に配分されるようになりました。そのため、今までどおりの財源補償が怪しくなっているのが現状で、今回も削減をされました。

特に、愛知県は、財政力が東京都に次いで全国2位という地位にありながら、人口1人当たりの児童福祉費の予算は、全国 47 都道府県の中で 37 位と劣悪です。財源を切られることなく補償されるよう、きちんと見張っていただきたいと思います。

3点目に、土木の道路維持事業では、国の公共工事積算用労務単価の引き上げがあり、今回の補正となりました。

この引き上げが下請や孫請の業者にも反映されているかどうか心配されるところであり、この状況がわかる体制が必要となってくるのではないかと考えます。

下請関係において、この労務単価の引き上げが反映されていない場合の改善指導なども、今後考えていただきたいと、この機会を捉えて申し上げておきます。

4点目に、消防職員の超過勤務手当についてであります。

消防職員は、さまざまな訓練を経て、現場でも適切に対応できるよう成長していきます。

今回、慢性的な職員不足から時間外でしか訓練することができない事態が起こっているということが、この補正予算でわかりました。

消防職員は24時間勤務で夜間も働いて、やっと勤務明けになったら、さらに3時間近くも訓練に充てているということです。

もともと、夜勤の仕事についている人は、比較的短命とお聞きをしたことがありますが、人間の生きるサイクルにどれだけ負担がかかっているか、これははかり知れませんが、本来、勤務時間中に訓練が保障できるようにする必要があります。それには職員をふやすしかないと考えますので、このことについては強く要望をしておきます。

最後に、地方交付税が確定をし、当初予算より2億円ふえて、普通交付税は9億円になったわけですが、去年は11億円と記憶をしていますが、それに比べると少ないなと思いますが、さらに、これに加えて前年度の黒字分である繰り越し分が9億円で、合計すると約11億円ほどの補正予算に使える新たな財源が生まれています。

ところが、新たな財源のうち、約8億9,000万円が財政基金に戻され、基金は21億円になったわけです。差し引きすると、大体、今回の補正予算額は約2億円ほどぐらしか動いていないということになります。

ここで今、切実にしなければならない問題が山積しているにもかかわらず、基金に回すより先送りしている工事や修繕に回すべきではなかったかという疑問があります。

例えば、子どもたちの居場所にエアコン設置を先送りしたばかりに、来年も暑い夏を過ごさざるを得ないということなら、新たな財源が生み出されたときに取り組んでもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

お金はためるばかりではありませんということを申し上げて、この補正予算には賛成いたします。

#### No.70 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、一色美智子議員。

#### No.71 ○9番(一色美智子議員)

議案第70号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について、公明党市議団を代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

今回の一般会計補正予算は12億7,351万8,000円を補正増するものであり、補正額の大きなものとしては、財政調整基金積立金8億8,791万7,000円、心身障害児者扶助事業の各給付費1億6,995万8,000円であります。

心身障害児者扶助事業の各給付費については、それぞれの給付事業の利用の増に対応する必要な経費で、地域で生き生きと暮らしていくことを支えていく重要な取り組みであります。利用者、また、ご家族の方々の視点に立った事業の推進を期待するものです。

県費補助を活用して行うこととなった消耗品費につきましては、ひとり暮らし高齢者が万

が一に備えるものであり、万が一チーフと命のカプセルともに、住所、氏名、緊急連絡先などが書き込めます。

老人憩いの家備品購入費とあわせ、地域支え合いの体制づくりとして、高齢者の方々が地域での安心感ある暮らしを支える取り組みと理解をしております。

小さな工夫で日ごろの安心感を、また、いざというときに、セーフティーネットがあるという知恵と工夫のより一層の支え合いを期待しております。

福祉医療費助成費については、特に増加の見込まれる子ども医療費の助成に対応するものであります。

これまで重ねてきた子育て環境の維持、向上、地域で育む子育てという意味からも、今後ともしっかりとサポートを進めていただきたいと思います。

また、県費補助を活用して整備する子ども・子育て支援システム委託料は、繰り越し事業によってシステム整備を進め、子ども3法への対応として一元的な情報把握を行うこととなります。市民にとって利便性が高まったと実感いただけるよう工夫を求めます。

このほかにも、たくさんの健康、福祉施策への補正予算が見込まれていますが、制度改革も多く、その対応により今後も事務の増加が見てとれます。人件費の補正についても、今回の補正予算にあります。業務の質を維持、向上させていくことが行政の使命と捉え、一層の適正な人材の配置に努力をしていただきますように。

一方で進むアウトソーシングの流れについても、サービスの質等を監視していきたいと思っておりますので、進行管理にしっかりと努めていただきたいと思います。

財政調整基金については、これまでも将来への継続性や安心確保の意味から、たびたび積み増しを求めてまいりましたが、一定の復元で休むのではなく、一層の確保に努めていただきたいと思います。

以上、公明党市議団として、住民の福祉向上、安全で安心な住みやすい魅力あるまちを目指した今回の補正予算については、厳しい財政状況のもと、緊急やむを得ないことを考慮し、真に必要なものであるとして賛成といたします。

#### No.72 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、堀田勝司議員。

#### No.73 ○18番(堀田勝司議員)

議案第70号 平成25年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について、市政会を代表して賛成の立場で討論いたします。

補正額は歳入歳出12億7,351万8,000円の増で、総額においては192億2,055万3,000円となるものであります。

継続費の補正は、8款 土木費、2項 道路橋梁費の道路新設改良事業で、補正前3億1,200万円を、消費税アップ分で660万円を追加して3億1,860万円にするものと、繰越明

許費では3款 民生費、2項 児童福祉費の保育事業で1,726万4,000円とするものです。

債務負担行為補正で保育園給食業務委託事業で1園プラス分の1,300万円、小中学校英語指導委託事業で1,498万1,000円、福祉体育館及び体育施設等に係る指定管理事業で、これは期間が平成26年から30年までの5年間で3億3,000万円が追加されたものです。

まず、歳出におきましては、3款 民生費においては、ほとんどの事業が利用者の増によるものであるということ、福祉社会構築に必要な費用と評価をいたします。

4款 衛生費においても、成人病診断等委託料の増は、健康づくりに必要なものと理解をいたします。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費の増は、通達による労務単価のアップによるもの。ダウンの時代の終了を意味するもので、多少だが景気の浮揚になるのかなというようなことで、やむを得ず値上げを理解したいと思っております。

9款 消防費の超過勤務手当500万円増は、県操法大会の練習のためや、救助技術の新人教育、ドクターカー導入による教育などのためのものがほとんどで、やむを得ないものと理解をいたしますが、非番に行われたとお聞きします。これは過重な勤務にならないように十分気をつけるように要望しておきます。

10款 教育費の野外教育センター基本計画策定委託料383万3,000円は、小中学生の野外教育のための豊根キャンプ場の改修なり、建てかえなりに必要な予算と理解をします。

委員会において市政改革の会から不要との修正案が出されましたが、子どもたちの安全・安心のための必要な予算と考えます。楽しみにしている子どもたちのために、少しでも早く安心できる設備、施設にしてもらいたいということを要望して、補正予算を必要なものとして理解して賛成討論といたします。

#### No.74 ○議長(伊藤 清議員)

続いて、近藤恵子議員。

#### No.75 ○5番(近藤恵子議員)

それでは、議案第70号 豊明市一般会計補正予算(第5号)について、賛成の立場で討論いたします。

全般において年度末による人数とか額の確定による増減が主であったと思いますけれども、その中で1点、私がやはり十分な論議がされていないのではないかと思う点について指摘させていただきます。

それは、先ほども山盛議員のほうから指摘のあった教育費の青少年対策事業、野外教育センター基本計画策定の委託料です。

このことについて、私は今まで事業仕分け、また9月の一般質問及び今回の委員会にお

いて、教育委員会の方針とかを聞いてまいりました。

しかし残念ながら、そこには整合性がない部分、説明につじつまの合わない部分がかなりあったと思っています。

例えば、三沢小学校が既に6月の時点から候補に挙がっていた。そしてまた、後から確認をとったところ、7月末には、もう既にその3つの案で進む方向が決まっていたということを知っておりますけれども、しかしながら7月の初めに、10日前後にありました事業仕分けにおいては、そういったことがあるにもかかわらず、そのことには全く触れられておりません。

また、その事業仕分けによって、事業仕分けの結果の中では、今後、方針として民間の利用とか広域利用、そういったものがあつたと思います。

しかしながら、今回出てきたこの計画の中には、その方向性が全くないというところが疑問に思うところです。

事業仕分けの中で、市民判定人が指摘したのは、他市町において、今こういった施設をそのまま自分で持つのではなく、費用対効果を考え、今手放す方向にある中で、豊明市がそれを本当に持っていくことがいいことかどうかを検討すべきであるというところであつたと思いますが、今回のこの計画の策定、そして、その説明であつた今後の流れの中に、その部分が全く入っておりません。

今、豊明市は公共施設が過剰であるというところから進んでいこうとしている方針の中において、どうしてこの野外教育センターだけがその枠から外れて、どんどん進んでいくのかということに対しては、大変な疑問があります。

例えば、方針が変わったならば、変わった時点で言わなければいけないし、それがあつたならば、そのとき、特にそのターニングポイントにおいては十分な議論があつて、十分説明できなくてははいけません。

今回の計画の中に3案ということでもありますけれども、私はその中にもう一つ、本当にこれを今後持ち続けることがいいのかどうかという、その判断も一つ、本来ならなくてははいけません。

今後かかる費用、それを毎年かかる減価償却費の費用、そして、それにかかる管理の費用、そして、これをつくることによってする借入金の金利の負担、それを全部計算に入れて、そして年間何日その施設が稼働するかをちゃんと計算に入れた上で、そのコストが、費用対効果がどうであるかということ、それを持った上で建てかえるという判断をされたというのであれば、そのことは説明しなくてははいけません。

その部分が、今回の中には全くないということに関して、この計画が本当にこのままうまく進んでいくのかどうかということに対しては疑問があります。

今回の計画の中にぜひ、そのコストの部分も入れていただいて、方向性を示していただく、その部分をぜひ追加していただきたいという気持ちがあります。

少し追加で話をさせていただくならば、昨年、福祉体育館の駐車場のことについても、こ

ういったターニングポイントがきちんと説明されませんでした。

結果、今、何が起きているかという、あの道は、あのとき市道変更したとか開通する見通しが立っていません。なぜかという、市は予定どおり市民に意見を聞いて、6メートルの片側通行ということでしたけれども、警察に持っていったら、公安がそれを認めない。そして対面通行という、そうすると今度、地域のほうが…。

**No.76 ○議長(伊藤 清議員)**

近藤恵子議員に申し上げます。

議案に関係ありませんので、簡潔にお願いいたします。

**No.77 ○5番(近藤恵子議員)**

簡潔にします。

そうすると、今度そちらのほうを、市民がこれは市の都合でつくった道だということで、…。

**No.78 ○議長(伊藤 清議員)**

近藤恵子議員に申し上げます。再度申し上げます。

議題と関係ありませんので、簡潔に願います。

**No.79 ○5番(近藤恵子議員)**

これはターニングポイントできちんと説明をしなかった結果、こういったことが今起きていると私は思っています。

そして今回、この方針がどの方向に進んでいくかということがはっきりしないまま、何か一部の議員の流れがあったのかもしれませんが、そのために拍車、スピード感が出てしまったのかもわかりませんが、本来詰めなさいいけないものを詰めずに、どんどん進んでいくことに関しては、今後そういった心配があると思っています。

私は今回、この計画の策定に関しては、3案ではなく、その中にコスト、今後豊明市の市民がどれだけその費用を負担していかなくてはいけないのか、そして、それが教育的見地からどうであるか。例えば学校のほうによって、ほかの場所を探す負担がふえるかどうか、その辺も全て考慮に入れた上で、この計画を策定させること、策定していただくこと、そのことを望んで賛成といたします。

**No.80 ○議長(伊藤 清議員)**

これにて、討論を終結し採決を行います。

議案第 70 号に係る各委員長の報告は可決であります。

本案は各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.81 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 70 号は、各委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 71 号については討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第 71 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.82 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 71 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 72 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 72 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.83 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 72 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 73 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 73 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.84 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 73 号は、委員長報告のとおり可決されました。続いて、議案第 74 号についても討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。議案第 74 号に係る委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**No.85 ○議長(伊藤 清議員)**

ご異議なしと認めます。よって、議案第 74 号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で日程2を終わります。

ここで、昼食のため午後1時15分まで休憩いたします。

#### 午後零時休憩

午後1時17分再開

#### No.86 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

堀田勝司議会運営委員長。

#### No.87 ○議会運営委員長(堀田勝司議員)

議長より指名がありましたので、休憩中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果についてをご報告申し上げます。

お手元に配付されておりますとおり、議員より意見書案第6号及び意見書案第7号の2件の提案がありましたので、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をいたしました。

その結果、意見書案第6号 HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求める意見書及び意見書案第7号 生活保護基準引き下げに対し慎重な対応を求める意見書を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることといたしました。

なお、意見書案でありますので、提案理由の説明の後、質疑及び委員会付託を省略し、討論・採決とすることといたしました。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

#### No.88 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

日程3、委員長報告・同質疑・討論・採決に入ります。

請願第2号及び請願第3号を議題といたします。

福祉文教委員会に付託しておりました請願2件について、お手元に配付をいたしましたとおり、委員会から報告書が提出されておりますので、その審査結果について委員長より報告を願います。

近藤郁子福祉文教委員長、登壇にて報告を願います。

#### No.89 ○福祉文教委員長(近藤郁子議員)



議長よりご指名がありましたので、福祉文教委員会に付託されました請願の審査内容と結果についてご報告いたします。

去る12月11日午前10時より開催されました福祉文教委員会において、付託議案の審査終了後に、全委員と関係職員の出席のもと請願を審査いたしました。

初めに、請願第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願を議題といたしました。

本請願については、紹介議員の説明を省略し、当局へ状況等の説明を求めましたが、特に説明はなく、質疑に入りました。

主な答弁は、生活保護について水際作戦は行っておりません。

介護保険の減免は考えていません。

公平負担の観点から、使用料の減免も考えていません。

児童虐待については、臨時職員を増員し、早期発見に努めています。

福祉医療制度の拡大、縮小については、現在考えていません。

国保の改善についての部分は、国の制度で反対は難しいと考えます。

健診事業は国の基準に沿った実施方法をしています。対象者への個人通知は2回、3回と十分に実施しています。

予防接種は国の動向を見て検討していきたいと思えます。

質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、要望について理解、納得する部分もあるが、既に市が行っていること、制度上無理であることも理解する。

社会保障の施策の拡充は必要と理解はしているが、要求の内容、質等については、十分精査する必要があると考えて趣旨採択。

請願の趣旨については理解と認識はするが、既に豊明市でも実施している部分もあり、市の財政を考えると難しいと考え、不採択とする。

討論を終結し採決に入りました。

賛成者はなく、趣旨採択、不採択、可否同数で、委員長裁決により、請願第2号は、不採択すべきものと決しました。

続いて、請願第3号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願を議題といたしました。

本請願についても紹介議員の説明を省略し、当局へ状況等の説明を求めましたが、特に説明はなく、質疑に入りました。

質疑はなく、質疑を終結し討論に入りました。

主な討論は、現在の保険給付には訪問介護を初めとする医療系サービスも含まれているが、打ち切りは命に直結するとあるが、現在、こういった方向にはなく、内容に違いがあり、採択することはできないので、不採択。

内容の一部について自分の判断で趣旨採択。

討論を終結し採決に入りました。

請願第3号は、採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上で福祉文教委員会に付託されました請願の審査内容と結果についての報告を終わります。

#### No.90 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

#### No.91 ○議長(伊藤 清議員)

以上で委員長報告に対する質疑を終結し討論・採決に入ります。

初めに、請願第2号については討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

#### No.92 ○19番(前山美恵子議員)

請願第2号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての請願について、採択の立場で討論します。

最初に、この請願について紹介議員として趣旨説明をさせていただきました。

今、自民党政権による庶民いじめが激しいときなだけに、特に社会的に弱い立場にある市民が苦境に立たされている現状を考えると、何とかしなくてはの思いが募ります。

委員会では、項目に書かれている内容に、もう既に行っているものもあるとの理由を述べられましたが、このことについて趣旨説明でも私は申し上げております。

それをもう一度申し上げますと、ここに書かれております項目の中で、既に豊明市で実施している項目もありますが、それはさらなる拡充を求めたり、または現在より施策が後退しないようにとの思いで記載されていることをご承知おきくださいという内容で、訴えをさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

さて、この内容に書かれている項目は人ごとではない、自分の問題として考えていく必要があるのではないかと思います。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

No.93 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第2号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第2号についてお諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.94 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、請願第2号は、不採択と決しました。

続いて、請願第3号についても討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

前山美恵子議員。

No.95 ○19番(前山美恵子議員)

請願第3号 介護保険要支援者への保険給付継続のため、国に意見書提出を求める請願について、採択する立場で討論をいたします。

これも趣旨は、私は説明をさせていただきましたが、これは全国的に大きな問題となり、この請願については、今議会でも既に春日井市や知立市、犬山市などが採択をされました。

ところで委員会では、委員の方からこの請願の趣旨内容に間違いがあるとして、採択しただけなかったのですが、それは医療系サービスのことが指摘されました。

このことについて申し上げますと、国は、当初は要支援の人は現在受けられるサービス全てについて、地域支援事業に丸投げの対象としていましたが、その後、社会保障審議会の議論の中で、訪問介護や通所リハビリなど医療系は介護保険に残す方向となりました。

ただ、今回の改定の根幹に、3年かけて医療系サービスは介護保険から外していくという方向が残されていますので、今後医療系サービスが介護保険から外され、打ち切りになる可能性があるわけです。

そうすれば命に直結することにもなる方も出てくることは想像されるわけですので、ご理解をいただきたいと思います。

さて、ことしの11月に、中央社保協がこの問題に関して全国市長会に緊急アンケート調査を行った結果が出ました。

それは、全国の31%に当たる自治体が市町村の地域支援事業に移行させることは不可能だと、そういう答えでした。

その理由は、NPOや国が想定する団体、その団体がその地域にないということ、また財政やマンパワーが不足しているなどです。また、可能とした自治体でも、財源確保

が難しいから不安だという声も届いているそうでもあります。本市でも共通しているのではないかと思います。

このことを考えると、大変深刻なことが想像されるわけです。そうならないためにも国に意見書を出していただきたいと思います。

この請願の採択をお願いして、討論といたします。

#### No.96 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

請願第3号に係る委員長の報告は不採択であります。よって、請願第3号についてお諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.97 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、請願第3号は、不採択と決しました。

以上で日程3を終わります。

ここで、お諮りいたします。先ほど議会運営委員長より報告がありましたとおり、議員より意見書案第6号及び意見書案第7号の2件が提出されておりますので、直ちに日程に追加し、一括議題といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.98 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第6号及び意見書案第7号の2件を直ちに日程に追加し、一括議題といたします。

意見書案第6号及び意見書案第7号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

山盛左千江議員、登壇にて説明をお願いします。

#### No.99 ○12番(山盛左千江議員)

それでは、議長の指名をいただきましたので、意見書案第6号、第7号を提案させていただきます。

まず、意見書案第6号 HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求める意見書について申し上げます。

この意見書を提出するのは、豊明市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

内容を申し上げます。

HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求める意見書。

朗読させていただきます。

ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症については、本年4月1日から、予防接種法の規定により、自治体によるワクチンの定期接種が行われている。ところが、子宮頸がんワクチンを接種した後の副反応事例が全国で多数発生し、5月16日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では多数の副反応事例が医療機関から報告され、部会では健康被害の調査を行うことを決定した。

続いて、厚生労働省は6月14日、ワクチン接種後の副反応として、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないよう、しかしながら、希望者には接種機会の確保を図ることなどを勧告した。

厚生労働省が定期接種を積極的に勧奨しないとするまでの副反応の実態は、危惧すべき重大な問題であり、これまでに接種した全員に徹底した追跡調査を行い、早急に救済体制を拡充すべきと考える。

よって本市議会は、市民の健康と安全を守るために、特に下記の3点につき国において万全の措置が講ぜられるよう要望する。

- 1 重篤な副反応が報告されているHPVワクチンの接種を、予防原則の立場から一時中止し、これまでに接種した全員に徹底した追跡調査を行い、公表すること。
- 2 副反応に対する治療体制、被害者救済制度を早急に充実・拡充させること。
- 3 副反応を疑う保護者からの相談に応じる窓口を、自治体内に設置するべく通知し、早急に予算措置をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

提出先 内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 伊藤 清

この内容につきまして、少し補足して説明を申し上げたいと思います。

被害者連絡会のほうに頻繁にいろいろな相談の電話が入っているそうです。一昨日も悲痛な電話があったと聞いております。

異常な腫れ、頭痛、関節痛、筋肉痛、歩けない、力が入らない、激しい痛みが続く、まぶしがる、腹痛、全身の倦怠、非常に疲れやすい、月経不順や月経痛などなど、障害者認定1級となった18歳のお嬢さんの様子を訴えるお母様からのものでした。

最終接種から1年半、30万円や50万円もかかる治療を試み、成果が上がらず、医師も首をかしげていたところ、数日前に報道で自分の娘がワクチンの副反応であることによ

やく気づき、インターネットで被害者の会にたどり着いたということでした。

9月の段階で、愛知県内においては15名の重篤な被害者が報告されております。

その後、この意見書の中にも求めておりますが、接種者全員に対する調査が行われつつあります。鎌倉市であるとか大和市であるとか、県内でいえば碧南市においても調査が行われました。

その中で、碧南市においては3名の被害者が発見されております。数カ月たってから症状があらわれることが多いですので、こういった調査の必要性は、この数をもって十分ご理解いただけることと思います。

この種の意見書につきましては昨日、愛知県議会において、全会一致で意見書の提出が可決されました。12月17日においては、横浜市議会でも全会一致で可決。先週には北海道でもということで、全国的にこういった動きが広まりつつあるというのが実態であります。このことについても議員各位にご理解をいただきたいところであります。

まだまだ、このワクチンの反応と気づかず、無意味な治療を受けて苦しんでいるお嬢さんたちは、たくさんおられるというふうに思います。

因果関係がはっきりするまでの間、中止をし、また被害者の救済も一刻も早く行わなければならないと思います。

自治体からは、国のこうした方針に苦慮するという声も上がっているというふうに聞いております。皆様の賛同を心よりお願いするものです。

続きまして、生活保護基準引き下げに対し慎重な対応を求める意見書について申し上げます。

この意見書を提出いたしますのは、豊明市議会会議規則第14条の規定によるものであります。

それでは、内容を読み上げさせていただきます。

生活保護基準引き下げに対し慎重な対応を求める意見書。

政府は平成25年から平成27年の3年間をかけ、3段階で生活扶助費、これは日常生活に必要な費用で、食費や被服費、光熱費、また移動にかかる交通費などを指します。この基準額の引き下げを実施する。この引き下げは国家予算約670億円の削減を目指して行われるものであり、さらに、期末一時扶助70億円を減らすとともに、新たに生活困窮者支援制度を行うなどにより、年間450億円の削減を見込んでいる。

基準額引き下げは、生活保護世帯の実に96%、最大で10%の給付額削減となり、対象、金額のいずれにおいても過去に例をみない最大の引き下げである。特に子育て世帯の削減幅は大きく、子どもの貧困、親から子への貧困の連鎖を悪化させかねない。

本年8月から始まった史上最大の基準引き下げに対し、全国で悲鳴に似た声が殺到し、審査請求をした世帯は優に1万人を超えているものと推測される。

今回の基準見直し理由の一つとされた物価下落分については、厚労省が下落率を過大にしたことが指摘されているところである。それに加え、すでに起きつつある物価上昇や消

費税増税による物価変動を考えれば、生活扶助引き下げは、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」をとめどもなく引き下げることにつながり、憲法第 25 条「生存権」を具現化した生活保護制度の機能を大きく損ないかねない。

また、生活扶助基準は、税制や社会保障制度、自治体が行う生活のさまざまな施策に連動しているため、その影響は低所得者層を中心に国民生活に大きな混乱と負担増を強いることが懸念される。

よって当市議会は、国会及び政府に対し、以下の事項を実施するよう強く要望する。

1 生活扶助基準引き下げの根拠とされた「生活扶助相当CPI(=消費者物価指数)」の算出が正当になされたか、物価統計に詳しい学識経験者らの意見も聴いて、検証をおこなうこと。

2 来年4月以降の生活扶助基準の改定額を見直すために、学識経験者らによる検討会を設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

提出先 内閣総理大臣

厚生労働大臣 殿

愛知県豊明市議会議長 伊藤 清

これについても、若干補足の説明をさせていただきたいと思います。

引き下げはさまざまところに波及していくことは、今も申し上げたとおりであります。

12月4日の中日新聞の1面に大きく報道されました。皆さん、お読みいただけたかと思えます。

この中に書いてありますけれども、厚生労働省の計算の方式によりますと、4.78% CPI が下落するという、そういう計算になっておりますが、通常の方式ですと2.26%の下落である。その差によって生活保護の減額が300億円多く減額されるという報道でありました。

このことにより、ある1つの家庭の例でありますけれども、子どもを3人抱えた母子家庭の年間の減額は22万9,910円ということで、非常に大きな影響額が出るということも試算されているところであります。

芸能人の親が不正受給していたことが、マスコミで大きく取り上げられましたが、そのことについては決していいことではないという認識は持っておりますが、それもほんの一握りのことであろうと思えます。

生活保護世帯で最も多いのは、高齢世帯の43%、障がい・傷病世帯の33%、そして母子家庭の7.3%ということであります。

アベノミクスの影響もあり、既に物価は上昇し、今後行われていきます消費税増税は、まあ目の前に迫っていて、その影響は低所得者に大きくあらわれることは、ただいま申し上げたとおりであります。

市民に最も近い自治体が、議会が、市民の暮らしを守る盾にならなければならないとい

うふうに考えます。適正な基準を再検討してくださいという意見書でありますので、皆様のご賛同をいただけるものと信じております。よろしくお願いいたします。

以上で提案説明を終わらせていただきます。

それから1つ、先ほど1つ言い忘れましたが、HPVワクチンの件ですけれども、全国市議会議長会において、11月6日のこの意見書が、私が読み上げたものが採択されまして、国のほうに意見書として提出されておりますので、そのこともあわせてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

#### No.100 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第6号及び意見書案第7号について、その内容を精査のため、ここで暫時休憩といたします。

午後1時42分休憩

午後2時13分再開

#### No.101 ○議長(伊藤 清議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

ただいま議題となっております案件は、いずれも意見書案でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論・採決に入ります。

初めに、意見書案第6号について討論のある方は挙手を願います。

藤江真理子議員。

#### No.102 ○6番(藤江真理子議員)

意見書案第6号 HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの提案説明にもありましたように、愛知県内での、このワクチン接種をした後、深刻な副反応が出ている方が、9月時点で15人もいるということでした。豊明市では現時点ではゼロとのことでした。

ワクチンの接種後に、いろいろな症状があらわれている現実に対して、その因果関係がはっきりしないからということで、今も希望者には接種できる選択肢を残していることは、1人の親として見た場合、とても怖いことだと思います。

現に、重篤な副反応がかなりの率で出ているという現実から目を背けるのではなく、仮に自分の家族や知っている方のお子さんが当事者であったとしたら、ここにいらっしゃる皆さ



ん、お一人おひとりはどのような行動に出られるでしょうか、想像していただきたいと思います。

意見書案の1にあります、このワクチン接種を一時中止して、これまでに接種した人たちの追跡調査を行い、公表すること。

2では、国が推奨したワクチン接種の副反応に対する治療体制、被害者救済制度を早急に充実させること。

3番目には、保護者からの相談に応じる窓口を設置するように国から通知すること。そのための予算措置をすることと書いてあります。

これらは一刻も早く手を打つべきことですので、賛成といたします。

#### No.103 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

#### No.104 ○4番(近藤善人議員)

それでは、意見書案第6号に賛成の立場で討論いたします。

厚生労働書によると、昨年8月末の時点で、全国でワクチンを接種した延べ 663 万 5,000 人のうち、956 人に副反応が起きているという報告があります。

症状は湿疹が多く、四肢の運動能力低下、歩行不能などで、未回復の例もあり、副反応の発生率はインフルエンザワクチンの十数倍程度とされています。

子宮頸がんの原因は、ほぼ 100%HPVで、その中で特に発がん性が高いのがHPV18 とHPV16 なのですが、まだまだほかにも種類があります。

子宮頸がんワクチンで全てのHPVに対応できるわけではありません。HPVに感染したとしても、90%は免疫効果によって自然消滅します。最悪、がん化したとしても、子宮頸がんはゆっくり進行することが多いので、20 歳からの子宮頸がん検診で早期発見することが可能です。

子宮頸がんワクチンは、まだ接種が開始されてから数年と年数が浅く、効果の持続性はまだ確定的ではありません。

副作用についても検証件数が少なく、安全だと言えるだけの証拠がないのが現実です。

2011 年 10 月に、子宮頸がんワクチンのサーバリックスを接種した東京杉並区的女子中学生が、歩行障がいなどの重い症状が出て、1年3カ月にわたり通学できない状況だったことがわかりました。

ワクチンは3回の接種が必要で、女子中学生は2回目の接種をしたその直後、接種した左腕がしびれ、腫れて痛む症状が出ました。症状は足や背中にも広がり入院。ことし1月には通学できる状態になりましたが、割り算ができないなどの症状が残っていると言いま

す。無料接種を行った区は、接種の副反応と認め、補償する方針だそうです。

こうして全国で多くの副反応と見られる事例が出ている以上、ワクチン接種には慎重であるべきで、この意見書に賛成するものであります。

No.105 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

平野敬祐議員。

No.106 ○14番(平野敬祐議員)

意見書案第6号についてであります、討論を申し上げます。

本意見書案につきましては、提案者の説明のとおり、全国市議会議長会四国部会の提出、まあ松山市議会が担当というふうにお聞きしておりますが、全く同文でございます。

また、提案者が愛知県議会で全会一致で決議されたということではありますが、県議会のほうの発議案について私も目を通しましたが、こちらは全く別物でございます、文案が「子宮頸がん予防ワクチンの接種後に生じた健康被害の早期解決についての意見書」ということで、12月19日付でございました。

せっかくでございますので、豊明市議会としてのですね、まあいろいろな意見を盛り込んだものであればと思いますけれども、今回の意見書案第6号については、既に松山市議会さんから全国市議会議長会を通じて提出済みということでございますので、豊明市議会として、本案については今回のものは見送りということではよろしいのではないかとございます。

よって、不採択といたします。

No.107 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

No.108 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第6号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

No.109 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

続いて、意見書案第7号について討論のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.110 ○19番(前山美恵子議員)

反対ではありませんが、賛成の立場で一言指摘をさせていただきたいと思います。

提案説明にありましたように、生活保護の引き下げによって大変深刻な状況が生まれているということは私も議会で取り上げてまいりました。

ですから、まさにこの問題を本当に意見書として出さなければならないと思います。

これだけのしっかりとした提案説明がされているわけですから、生活保護の引き下げの影響が本当に深刻だということが、ここに書かれているなら、まず、この項目、意見書の項目として検証を行うこと、それから検討会を設けること、こういう回りくどい言い方ではなく、まさに生活保護引き下げを撤回すること、さらには、まあ引き下げられた人への補償をきちっとすることなどの項目のほうが、せつかく国へ意見書を出すのなら、こういう項目のほうがいいのではないかということ、ちょっと私も思いました。

ただ、国に対して意見書を出すということは大変意味があることですので、この意見書については賛成といたします。

No.111 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤善人議員。

No.112 ○4番(近藤善人議員)

それでは、意見書案第7号について、賛成の立場で討論します。

今回の減額による影響は、受給者の96%と言われていています。現在検討されているのは、主に生活扶助と呼ばれる生活費に当たる部分です。

しかし、生活保護費の約半分は医療費ですので、基準を引き下げたからといって、大幅な削減効果があるとは言えません。むしろ消費を減退させるので、大きな目で見ればプラス効果よりマイナス効果のほうが大きいというべきです。

最近、マスコミでよく取り上げられる不正受給の金額は、ここ数年、生活保護費全体の0.4%弱で推移しています。

報道されることが多いので、不正受給が横行しているかのような印象がありますが、実際にはその程度でしかありません。福祉事務所とコミュニケーション不足による事例も多く、悪質な事例はごくわずかと言えます。

逆に、不正受給の例の数百倍もの人が生活保護により餓死や自死、貧困による犯罪に追い込まれずに済んでいます。

そんな生活保護のプラス面ではなく、不正受給を大きく取り上げることで、悪い印象を持

たせ、人々の視線をそちらに向けさせて、その陰で生活保護基準の引き下げを断行しようとしているのです。

それと生活保護費の基準の引き下げは、生活保護の受給者への直接の影響だけではなく、生活保護は受けていないけれども、所得が低く、苦しい生活をしている人たち全体に影響が及ぶということです。

生活保護費の基準というのは、国が決める最低生活費、いわば国民の最低生活水準です。なので、所得の低い世帯を支援する対策の多くが、この生活保護の水準に連動しています。

例えば非課税世帯は住民税を免除されるだけでなく、国民健康保険料や高齢者の介護保険料の減免などの措置が受けられます。

生活保護の基準が下がれば、非課税世帯の基準も連動して下がります。

これまでと収入は変わらないのに、突然、非課税世帯の対象から外れて、税の負担が求められたり、減免措置が受けられなくなったりする世帯が出ると見られています。

収入は変わらないのに、突然、低所得者対策の対象から外れてしまうとすると、困る人たちが出てきそうです。

また就学援助、これは生活に困っている世帯の子どもたちに学用品や修学旅行の費用などを支給するものですが、この10年で2倍にふえていて、今では全国で157万人、全国の小中学生の6人に1人が受けています。

生活保護の基準が下がることで、実際にどのくらいの人たちに影響が出るのか、試算などは行われていません。どんな人たちに、どのくらいの影響があるのか、きちんと検証した上で、そうした人たちへの対策をどうするのか、基準引き下げの議論をする前に考えなければならないと思います。

終わります。

#### No.113 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

藤江真理子議員。

#### No.114 ○6番(藤江真理子議員)

同じく、意見書案第7号について、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの提案者からの説明を聞いてもわかりますように、この意見書は生活保護基準引き下げ自体に反対しているのではなく、引き下げに対して国に慎重な対応を求める内容となっております。

生活保護は適正に支給されるべきですが、「憲法第25条 すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とあるように、生存権

を脅かすようなことがあってはなりません。

私も、12月4日付の中日新聞1面の大きな記事で指摘されたのを見たんですけども、生活扶助基準引き下げの根拠となる消費者物価指数の算出の仕方に疑問符がつけられていることが、広く国民の前に明らかにされました。

私たち一般国民が統計上のルールを広く、深く理解しているかといえば、なかなか難しいのが現実です。

よって、この意見書のまず1つ目にあります、物価統計に詳しい学識経験者らの意見を聞いて検証を行うこと。2つ目の、来年4月以降の生活扶助基準の改定額を見直すために、学識経験者らによる検討会を設けることとある、この意見書に反対する理由はありません。

以上のことから、引き下げに対して慎重な対応を求めることは、憲法第25条からいっても当然のことと思います。

以上で終わります。

#### No.115 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

平野敬祐議員。

#### No.116 ○14番(平野敬祐議員)

意見書案第7号について討論いたします。

生活保護基準引き下げに対する意見書でございます。

中日新聞にも大きく取り上げられたのは私も拝読させていただきました。もろもろですね、今後、消費税増税もございます。全体で物を申しますと、生活困窮者支援対策、まあこういったことで私どもも研究の真っ最中でございます。

本意見書案については、明確な文案を本日初めて私は目を通しましたけれども、いろいろやはり議会として調整し、よりよいものとして再度提案すべきということでもって、本意見書案については不採択といたします。

#### No.117 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

近藤恵子議員。

#### No.118 ○5番(近藤恵子議員)

この意見書案に賛成の立場で討論いたします。

まず、この意見書案の中でやはり一番問題としたいのは、その計算基準というところをは

つきりさせたいというところがあります。

生活保護の引き下げに関しては、昨年 12 月の議会においても、引き下げないように意見書を出す請願が出されています。

そのときにも賛成しておりますけれども、やはりそれは今までであったように、それが生活保護の額という、対象者だけでなく、そのほかに及ぶ影響の大きさとかを配慮したこと、そして政府が物価上昇目標を掲げていたり、消費税の増税を考えていることから考えると、引き下げは行うべきではないという考えのもとに賛成をしております。

もちろん、それは基本的なベースに今もありますけれども、今回、ここの意見書案の中で特に出されているのは、逆にもう引き下げが、決定された引き下げに関して、数字の根拠がやはり十分ではないという、その点については大変大きいと思っています。

そのために、ここにありますように、この根拠、生活扶助基準の引き下げの根拠となった生活扶助相当CPI、これの基準年を 2010 年ともっていくのか、2005 年ともっていくのかによって、その数字が2%近くも変わってしまう。その現実が今はつきりされている以上、このところは国のほうでもきちんとした基準を設けて、国民にわかる説明がいただきたいと思います。

そのためにも学識経験者による正しい検証もそうですし、また、その後来年からの改定額にも、そういった説明は十分いただきたいと思いますので、こういった対策をとっていただくような、対応をとっていただくような意見書に対しては、提出に対して賛成いたします。

#### No.119 ○議長(伊藤 清議員)

ほかにございませんか。

(発言する者なし)

#### No.120 ○議長(伊藤 清議員)

これにて、討論を終結し採決を行います。

意見書案第7号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

#### No.121 ○議長(伊藤 清議員)

賛成少数であります。よって、意見書案第7号は否決されました。

以上で今 12 月定例月議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。明 12 月 21 日から平成 26 年 2 月 26 日までの 68 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.122 ○議長(伊藤 清議員)

ご異議なしと認めます。よって、明 12 月 21 日から平成 26 年 2 月 26 日までの 68 日間を休会とすることに決しました。

ここで、市長より挨拶を願います。

石川市長。

No.123 ○市長(石川英明君)

平成 25 年 12 月定例月議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会では、平成 25 年度一般会計及び特別会計に係る歳入歳出補正予算を初め、全議案について慎重審議をいただきました。その結果、全ての案件につき可決・承認を得ることができました。厚く御礼申し上げます。

また、議案審議を通じまして、数々のご指摘やご提言をいただくことができました。

特に、初めての経験となる福祉体育館の指定管理については、コストの削減や運営のあり方、地域の方々の雇用の問題、さらには指定管理者を使ったスポーツ振興などについて多数のご意見をいただきました。

今後は皆様のご意見を参考にしながら、指定管理制度を十分生かし、今まで以上に使いやすく、幅広い方々の利用が可能となる施設にしていきたいと思っております。

また一般質問では、防災、健康づくり、シティープロモーション、行政改革、まちの活性化、さらには将来的な市のあり方などについて、示唆に富んだご意見をいただくことができました。皆様のご意見については今後十分精査し、市政に生かしてまいります。

本定例月議会の間、国においては特定秘密保護法案が、慎重審議を求める広範な国民の声を無視した与党の強引な国会運営により、あっさり成立してしまいました。

これにより、機密とされた情報を漏らした公務員や民間への罰則が強化され、国民の知る権利が大きな制約を受けることとなります。

憲法の基本原理である基本的人権や民主主義、平和主義を空洞化させかねないこのような動きを、政治にかかわる者として心から危惧を表明するものであります。

また、最近のニュースでは、企業最優先の税制改革案も決定されつつあり、一般の市民は消費税に加え所得税や軽自動車税など、軒並み税負担が増加しそうな状況になっています。

数を頼りに、強硬姿勢を貫く与党の政治運営が、決められない政治からの脱却だとすれば、国民の失望は深まるばかりではないでしょうか。

話は変わりますが、いよいよ来年度予算編成が佳境を迎え、今後細部を詰めていくこととなります。

今議会でも取り上げられた子育て支援や健康づくり、教育環境の向上、インフラ整備など、限られた予算をどのように有効に配分するのかを決定していかなければなりません。

市民の皆さんとのお約束であるマニフェストについても十分配慮し、予算化を図っていきたくと考えております。

来たるべき3月定例月議会の折には、十分にご審議を賜るようお願いをいたします。

最後になりますが、年末の何かと忙しい時期であります。このところ寒い日が続いておりますが、議員各位におかれましては、体調に留意をされ、心穏やかに新年をお迎えいただきたいと思っております。

今後の皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### No.124 ○議長(伊藤 清議員)

ご苦労さまでした。

長期間にわたる審議、まことにご苦労さまでした。

次回は平成 26 年2月 27 日午前 10 時より3月定例月議会を開きます。

本年最後の定例月議会を散会するに当たりまして、多くの議員のご協力に心から感謝を申し上げます。

また、迎えます平成 26 年が、本市にとってもよりよい年となりますよう、あわせて皆様方のご多幸をご祈念申し上げます、平成 25 年 12 月定例月議会を散会といたします。

午後2時36分散会



